

評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 松下幸之助記念財団定款（以下定款という。）第19条及び第26条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号の通りとする。

- (1) 常勤の理事は、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。非常勤の理事はそれ以外の理事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であってその名称を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいう。なお、前号に定める報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員報酬は、定款第19条及び第26条に規定する理事が常勤である場合に、当該理事に対してのみ支給する。

(支給金額)

第4条 前条で定める者に対する報酬金額は、年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月25日振込により支給する。

第3章 評議員会及び理事会出席費用

(支給対象)

第6条 評議員会及び理事会に出席した評議員、理事及び監事は、無報酬とする。但し、その職務を行う為に要する費用を支払うことができる。

(支給金額)

第7条 職務を行う為に要する費用は、交通費見合いとして別に定める旅費規程に基づき支払うものとする。

(支給方法)

第8条 前条の金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。